

千葉科学大学動物実験委員会規程

(趣旨)

第1条 千葉科学大学（以下「本学」という。）動物実験規程第7条第6項に基づく動物実験委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(運営)

第3条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は過半数の委員の出席によって成立する。

3 委員長が必要と認めた場合は、委員の了承を得て、委員以外の者を出席させることができる。ただし、その者を議決に加えることが出来ない。

4 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 やむを得ぬ理由により委員長の任務遂行に支障が生じる場合は、あらかじめ委員長の指名した委員がその任務を代行する。

(調査、助言と勧告あるいは罰則)

第4条 委員会はあるときは、実験動物の飼育、保管、あるいは取り扱いの実態について調査することができ、その調査に基づいて実験者あるいはその管理者に助言あるいは勧告を行うことができる。また委員会は実験者が規則に従わない場合には動物実験施設運営委員会とも連携して学長に報告し、学長は利用制限等の措置を課すことができる。

(事務)

第5条 担当事務は、動物実験委員会開催に関する議事録等の作成及び保存等を行わなければならない。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成20年3月24日から施行する。

なお、平成17年7月7日制定の千葉科学大学動物実験委員会規程は廃止する。